

◎建設業許可の要件

(1) 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること

経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして建設業法施行規則で定める基準に適合する者であることとして、①及び②の要件を満たしていること。

- ①適正な経営能力を有すること（経營業務の管理責任者の設置）
- ②適正な社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること

(2) 営業所技術者等の設置

営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有した営業所技術者等を専任で設置していること。

※許可を取得した後に経營業務の管理責任者及び営業所技術者等が不在となった場合は、許可の取消しの対象等になるので注意してください。

(3) 誠実性

請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。

(4) 財産的基礎又は金銭的信用

一般建設業許可	特定建設業許可
次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・自己資本の額が500万円以上であること・500万円以上の資金調達能力を有すること・許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	次のすべてに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと・流動比率が75%以上であること・資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

(5) 欠格要件に該当しないこと（建設業法第8条各号）

許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があった場合や重要な事実の記載が欠けている場合、また、許可申請者、その役員等又は建設業法施行令第3条に規定する使用人が次に掲げるものに1つでも該当する場合、許可はできません。

*国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の①から⑭のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、①又は⑦から⑭までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可はできません。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- ③ 第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないこととの決定があった日までの間に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- ④ ③に規定する期間内に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、③の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑤ 第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 許可を受けようとする建設業について第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(⑭において「暴力団員等」という。)
- ⑩ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定める者
- ⑪ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑩又は⑪(法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑩までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの
- ⑫ 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑩までのいずれかに該当する者(②に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。)のあるもの
- ⑬ 個人で政令で定める使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑩までのいずれかに該当する者(②に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。)のあるもの
- ⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者